

証明書申請参考（香港向け）

（番号は証明書発行例に対応）

2019年8月15日現在

① 「Consignment Code」

- ・ B/Lナンバー、AWBナンバー、インボイスナンバー等、すべての貨物が有する国際的に共通な貨物番号を記載。
- ・ 航空便であって、申請時点で貨物番号が未定の場合は、申請段階では空欄とし、香港側に提出するまでに発給機関又は申請者が記載。

② 「Declaration Number」

- ・ 発給機関が記載。

③ 「() (competent authority)」

- ・ 発給機関が記載。

④ 「DECLARES that . . . composed of: () (description . . . weight)」

- ・ 輸出品の商品名、包装形態、重量等を記載。

⑤ 「embarked at () (embarkation place)」

- ・ 日本の出港地を記載。例：●● port, Japan
- ・ 申請時点で未定の場合は、申請段階では空欄とし、香港側に提出するまでに発給機関又は申請者が記載。

⑥ 「on () (date of embarkation)」

- ・ 日本からの出港日を記載。
- ・ 申請時点で未定の場合は、申請段階では空欄とし、香港側に提出するまでに発給機関又は申請者が記載。

⑦ 「by () (identification of transporter)」

- ・ 貨物を輸送する航空便名、船便名等を記載。
- ・ 申請時点で未定の場合は、申請段階では空欄とし、香港側に提出するまでに発給機関又は申請者が記載。
- ・ 第3国を経由する場合は、申請書入力画面で「第3国経由」欄を選択するとともに、日本から経由地までの便名と、経由地から目的地までの便名の双方を記載。

⑧ 「going to () (place and country of destination)」

- ・ 目的地及び国名を記載。例：Hong Kong, China
- ・ 第3国を経由する場合は、申請書入力画面で「第3国経由」欄を選択するとともに、経由地も併せて記載。

⑨ 「which comes from the establishment (____) (name . . . exporter²)」

- ・下表のカテゴリー 1 の場合、香港向け輸出が認められている取扱施設（牛肉の「対香港輸出食肉取扱施設」、豚肉・鶏肉の「対香港輸出用肉を取扱う選定施設」、卵の「対香港輸出卵等取扱施設」）の名称・所在地を記載。
- ・下表のカテゴリー 2 の場合、輸出事業者の名称・所在地を記載。

No.	Category
1	All chilled or frozen game, meat and poultry, all poultry eggs from the prefecture of Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma and Chiba
2	Vegetables, fruits, milk, milk beverages and dried milk from the prefecture of Ibaraki, Tochigi, Gunma and Chiba

⑩ 「is falling into . . . from(____)(prefecture)」

- ・輸出製品の生産地を記載。

⑪ 「has been sampled on (____) (date)」

- ・放射性物質検査を行うべき輸出製品の検体採取日を記載。

⑫ 「analysis on (____) (date)」

- ・放射性物質検査の実施日を記載。

⑬ 「in the (____) (name of laboratory)」

- ・放射性物質検査を実施した検査機関名^(*)を記載。

(*) 登録検査機関（農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/hk_s_houmei.html) の「香港向けに輸出される食肉・家禽卵等に係る放射性物質検査機関一覧」参照)

⑭ 「Done at (____)」

- ・発給機関が記載。

⑮ 「on (____)」

- ・発給機関が記載。

⑯ 「Stamp and signature of . . . competent authority」の下

- ・発給機関が記載、押印、署名。